

令和5年度「北海道ゼロ・エミ大賞」応募要領

1 制度概要

「北海道ゼロ・エミ大賞」は、道内に所在する事業所における、「廃棄物等*」の発生・排出抑制及び「二酸化炭素」の排出抑制に関する取組が、他の事業所の模範となるものについて表彰する制度です。

* 廃棄物等：循環型社会形成推進基本法第2条第2項で定義される廃棄物等

2 表彰対象

次の取組を行う、優良であると認められる道内の事業所（本社所在地が道外であっても可）を表彰の対象とします。

●事業所による取組

一事業所において、自ら行う廃棄物等の発生・排出抑制、二酸化炭素の排出抑制又はその両方に関する取組

例) 工場において、生産工程で生じる副産物を徹底的に再資源化

例) 農場において、家畜ふん尿のメタン発酵により生じる消化液を活用

例) 社屋改築時に、木造化と効率的なエネルギー循環システムを導入

●地域の事業者連携による取組（別紙「地域連携の取組例」を参照）

(1) 地域の事業者が連携して、廃棄物等の排出事業者と利活用する事業者との減量化の取組により、排出量を抑制

(2) 地域の事業者が連携して、効率的なエネルギー利用の仕組みを構築するなど、二酸化炭素の排出抑制のための措置を講ずる取組

【表彰対象外】

応募時点で、次のいずれかに該当するものは、表彰の対象としません。

(1) 応募者（本人又は法人の登記上の役員）が、次のいずれかに該当するもの

ア 破産者で復権を得ないもの

イ 刑事事件に関して、現に起訴されているもの

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しないもの

エ 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しないもの

オ 執行猶予付きの刑において、当該執行猶予期間を経過しないもの

カ その他表彰することが適当でないと認められるもの

(2) 事業所が、次のいずれかに該当するもの

ア 環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われていないもの

イ 過去に環境関係法令の違反を事由として行政処分を受け、その処分の執行が終わった日から5年を経過しないもの

ウ 道内において事業活動を開始してから1年を経過しないもの

エ 過去に北海道ゼロ・エミ大賞の表彰を受けたもの

3 応募方法

(1) 書類の提出

次の応募用紙等を郵送又は持参により提出してください。

※ 様式、記載例については、道の web ページからダウンロードできます（下記6参照）。

提出書類	提出部数等
応募用紙又は推薦書	各10部（正本1部、副本9部）
取組内容説明書	
事業内容等を紹介したパンフレット	
【地域連携の取組の場合】 事業者間の連携関係を示す書類（契約書等）	

(2) 応募締切

令和5年(2023年)11月17日(金)【必着】

※持参の場合の受付時間は平日8時45分から17時00分まで

4 選考

有識者などで構成する「北海道ゼロ・エミ大賞選考懇談会」の意見を聴き、他の事業所への普及可能性、直接的な効果、工夫の程度や継続性などについて評価したうえで、北海道が決定します。

5 表彰

(1) 表彰区分・表彰数

大賞：1件、優秀賞：3件

※選考の結果により、表彰数を変更する場合があります。

(2) 表彰の方法

賞状と副賞を贈呈します。

(3) その他

- ・受賞した取組については、①表彰式の実施、②道 web ページでの公表、③普及啓発冊子「3Rハンドブック」での紹介、④国の表彰への推薦、などによりPRします。
- ・また、受賞した取組は「北海道グリーン・ビズ認定制度」の「創意あふれる取組」に認定され、金融機関での優遇融資などのメリットを受けられます。

6 応募用紙等の提出先・問い合わせ先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部 環境保全局
循環型社会推進課 企画調整係

TEL：011-204-5196

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/zeroemi_index.html



北海道リサイクルイメージキャラクター